

自転車移動についての注意・交通ルールについて

自転車で大会会場や練習場所へ移動をする場合は、以下 1) ~9) を参考に安全に気を配り交通ルールを守り歩行者の方に迷惑にならないように移動して下さい。

1) 安全な道を選ぶ・自転車の正しい走り方

自転車は原則車道を通行することになっていますので目的地までの道順をできるだけ安全な道を選び複数での移動は一列縦隊で左側通行する

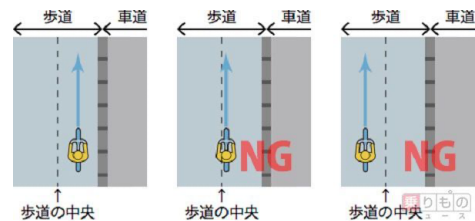
2) 歩道のルールとマナー

一定の条件*を満たし歩道を通行できる場合(歩行者優先ですが)、歩道の車道寄りをいつでも止まれる速度で徐行する

- ・歩行者の妨害になる時は一旦停止するか

一旦自転車を降りて自転車を押して通行する

- ・歩道内で自転車同士がすれ違う場合は、相手の自転車を右に見ながら(左側通行)すれ違う



*一定の条件とは

- ・歩道に「自転車通行可」の標識がある場合
- ・運転者が13歳未満、もしくは70歳以上の場合
- ・運転者が安全に車道を通行できない程度の身体の障害を有する場合
- ・安全のためにやむを得ない場合(やむを得ない場合というのはあくまで「客観的」な判断が必要で、「車道を走るのが怖い」といった主観的な理由は認められないので注意が必要です。)

【歩道での注意】

歩道内で自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせる行為ですが、危険回避や見通しの悪い場所での使用以外はベルを鳴らすこと自体禁止です。また、歩道内で歩行者を立ち止まらせるのも、スピードを出して追い抜くのも「歩行者の通行を妨げること」であるため、道路交通法違反になるので気をつけるようにしましょう。

また、13歳未満の子どもは自転車で歩道を通行できますが、子乗せ自転車に関しては、運転者が16歳以上でなければなりませんので、法律上は車道が狭いなどやむを得ない理由がない限り、歩道を通行することはできません。一般の自転車と同じように車道を通行するようにしましょう。

3) 車道のルールとマナー

自転車は原則として車道を通行するのが正しいのですが、そうすると当然車と並んで走る

こととなります。車道が狭い場所などでは、車に接触しないよう十分に注意して通行するようにしましょう。

- ・車道を走るときは車と同じく左側通行
- ・車道を走るときは、常に左側の端に寄って通行する
- ・右折をするときには右折レーンに入らず、交差点を渡ったあとに右に進路を変える「二段階右折」をする

【車道での注意】

自転車による車道走行で特に問題になっているのが、車道の逆走です。自動車を運転している方はヒヤッとしたことがあるかもしれません。車道を逆走する自転車はとても危険です。場合によっては、自転車や車、バイクなどと正面衝突する可能性もあります。自転車による車道の逆走は危険行為の1つである「通行区分違反」として取締りの対象になっています（3ヶ月以下の懲役か、5万円以下の罰金）。

4) 路側帯のルールとマナー

路側帯とは、歩道が設けられていない道路の左側に白い線で区切られた部分です。主に歩道を取ることができない、古くからある狭い道路に設けられています。

路側帯は基本的に歩行者が通行するためのものですが、自転車も「著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合」を除いて通行可能です。

自転車が路側帯を通行する場合のルールとマナーは次のとおりです。

- ・歩行者の通行を妨げない速度を守る
- ・車道の左側にある路側帯を走る（左側通行）

【路側帯での注意】

路側帯と紛らわしい路面標示に、車道の左側が2本の白線（路側帯は白線は1本）で区切られた「歩行者専用路側帯」がありますが、「歩行者専用路側帯」は歩行者のための道路で、自転車は通行できないので気をつけましょう。

5) 自転車レーンがある場合のルールとマナー

道路によっては、道路の両側に自転車レーンが設けられている場合があります。自転車レーンはその名の通り自転車が通行するための通行帯で、車から自転車を保護する目的で設置されています。自転車レーンを通行する場合のルールとマナーは次のとおりです。

- ・自転車レーンの標識や路面標示がある場所では、自転車は車道ではなく自転車レーンを通行しなければならない
- ・自転車レーンは歩行者やバイクは通行できない
- ・自転車レーンがある場合でも13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者は歩道を通行しても良い

【自転車レーンでの注意】

自転車レーンには必ず「自転車専用」の路面表示や道路標識があります。自転車レーンと紛らわしいものとして、道路に自転車のイラストと白の矢印を書いた「自転車ナビマーク」や青い矢印が連続した「自転車ナビライン」という表示がありますが、こちらはあくまで「自転車が走る場所」という目安だけで、自転車専用のスペースというわけではありません。

6) もしも事故に遭ったら（起こしたら）

自転車と歩行者の事故の場合、特に大きなケガや自転車の破損などがなければ、警察に通報しないケースもあります。しかし、自転車も道路交通法上は軽車両に該当し、「車両等の交通による人の死傷または物の毀損（きそん）があったときは警察への通報義務がある」という意味を含んだ条文が第72条にあるのです。

実際、事故直後ではケガがないと判断しても、帰宅後に具合が悪くなることなどもあり、その後の保険対応や示談を進めるときには事故の届け出が合ったほうがスムーズでしょう。自転車事故の場合も警察への通報を忘れずに行うようにしてください。

7) 自転車保険加入のすすめ

自転車といえども事故の程度によっては、被害者を死亡させたり、重大なケガや後遺症を与えたりするケースもあります。自転車保険は自動車の自賠責保険のように加入の義務がないので、加害者が自転車保険に加入していない場合、必要相当額の賠償金を支払うことができず、賠償金の支払いを巡ってトラブルになることがあります。頻繁に自転車に乗る方は、万が一の事故に備えて自転車保険に加入しておくようにしましょう。

8) 過失割合について

歩道内での事故は、本来歩道は歩行者のためのものという原則があるので、自転車の過失割合が高くなります。また、自転車側が「歩行者を無理に追い抜く」といった道路交通法違反を犯している場合は、自転車側の過失割合が著しく高くなるでしょう。

9) 安全な自転車移動を！

自転車は誰もが利用できる生活に欠かせない便利な乗り物です。自転車には免許がないので交通ルールを勉強する機会がなく、きちんとしたルールを理解しないまま自転車に乗っている方も多いのではないのでしょうか。

最近は歩道での自転車事故が増え、中には死亡事故など、重大な事故につながるケースも出てきています。自転車に乗るということは、自動車と同じように事故の加害者になる可能性が誰にでもあるということです。安心して自転車に乗るために、もう一度自転車の通行ルールについて見直しておいてください。